

1-4 測量業務費の積算方式

1-4-1 測量業務費

測量業務費は、次の積算方式によって積算するものとする。

$$\begin{aligned}\text{測量業務費} &= (\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{ (\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費}) \} \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \}\end{aligned}$$

1. 測量作業費

$$\begin{aligned}\text{測量作業費} &= (\text{直接測量費}) + (\text{間接測量費}) + (\text{一般管理費等}) \\ &= (\text{直接測量費}) + (\text{諸経費}) \\ &= \{ (\text{直接測量費}) - (\text{成果検定費}) \} \times \{ 1 + (\text{諸経费率}) \} + (\text{成果検定費})\end{aligned}$$

2. 諸経費

測量作業費に係る諸経費は、別表第 1 により直接測量費（成果検定費を除く）毎に求められた諸経费率を、当該直接測量費（成果検定費を除く）に乗じて得た額とする。

3. 測量調査費

測量調査費については、「設計業務等積算基準」による。なお、測量調査についての運用は別表第 2 による。

別表第 1

(1) 諸経费率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く)	50 万円以下	50 万円を超え 1 億円以下	1 億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2) の計算式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。 A b	下記の率とする
率又は変数値	87.8(91.2)%	462.5(371.23)	-0.1266(-0.107)
			44.9(51.7)%

(注) 平成 27 年 4 月 1 日以降は () の値とする。

(2) 算出式

$$z = A \times X^b$$

ただし、z : 諸経费率（単位 : %）

X : 直接測量費（単位 : 円） [成果検定費を除く。]

A, b : 変数値

(注) 諸経费率の値は、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下 1 位止めとする。

1-3 地質調査業務費の積算方法

地質調査業務費は、次の積算方式によって積算する。

(1) 地質調査業務費

$$\begin{aligned}\text{地質調査業務費} &= \{ (\text{一般調査業務費}) + (\text{解析等調査業務費}) \} + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{ (\text{一般調査業務費}) + (\text{解析等調査業務費}) \} \times \{1 + (\text{消費税率})\}\end{aligned}$$

1) 一般調査業務費

$$\begin{aligned}\text{一般調査業務費} &= \{ (\text{直接調査費}) + (\text{間接調査費}) \} \times \{1 + (\text{諸経费率})\} \\ &= \{\text{対象額}\} \times \{1 + (\text{諸経费率})\} \\ \text{なお } \{\text{対象額}\} &= \{ (\text{直接調査費}) + (\text{間接調査費}) \}\end{aligned}$$

2) 諸経費

一般調査業務費に係る諸経費は、別表第 1 により対象額（直接調査費+間接調査費）ごと求めた諸経费率を、当該対象額に乗じて得た額とする。

3) 解析等調査業務費

解析等調査業務費については「設計業務等積算基準」による。

別表第 1

(1) 諸経费率標準値

対象額	100 万円以下	100 万円を超え 3000 万円以下		3000 万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2) の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	47.1(52.0)%	385.8(335.58)	-0.1523(-0.135)	28.0(32.8)%

(注) 平成 27 年 4 月 1 日以降は () の値とする。

(2) 算定式

$$Z = A \times Y^b$$

ただし、Z：諸経费率（単位：%）

Y：対象額（単位：円）（直接調査費+間接調査費）

A, b：変数値

(注) 諸経费率の値は、小数点以下第 2 位を四捨五入して、小数点以下 1 位止めとする。

(3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。

一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

1) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であつて、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

1-3 業務委託料の積算**1. 建設コンサルタントに委託する場合****(1) 業務委託料の積算方式**

業務委託料は、次的方式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [\{(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})\} + (\text{一般管理費等})] \times \{1 + (\text{消費税率})\} \end{aligned}$$

(2) 各構成要素の算定**1) 直接人件費**

設計業務等に従事する技術者的人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

2) 直接経費

直接経費は、2 の(1)の 2 の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については各所管の「旅費取扱規則」および「日額旅費支給規則」等に準じて積算するものとする。

2 の(1)の 2 の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

3) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

4) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、30%（平成 27 年 4 月 1 日以降は 35%）とする。

5) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\text{消費税相当額} = [\{(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})\} + (\text{一般管理費等})] \times (\text{消費税率})$$

2. 個人（建設コンサルタント以外の個人をいう）に委託する場合（諸謝金による場合を除く。）

1. と同一の方法により積算するものとする。ただし、その他原価、一般管理費等については算入しないものとする。